

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年4月25日第9回中種子町農業委員会総会を中央公民館1階・小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人
森山昭市・中崎和行・上妻廣美・中島秀人・中島真実
永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則
平山信一郎・池山久志・西田徹嗣

3. 欠席委員

梶原誠・鎌田正司

欠席推進委員

増野幸孝・八汐栄一

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第9回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、8番梶原委員と13番鎌田委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、3番増野推進委員、8番八汐推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会

議規則第10条の規定によって、11番中島委員、12番永浜委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転4件、筆数5筆、面積3,257㎡、内訳としまして田610㎡、畑2,647㎡、貸借権1件、筆数4筆、面積8,172㎡、全て畑となっております、面積8,172㎡です。計、件数5件、筆数9筆、面積11,429㎡、田610㎡、畑10,819㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番中島です。議案第1号順位1について説明を致します。去る4月5日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人、住所鹿児島市〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人は〇〇になります。場所につきましては、資料の5ページをお願いします。〇〇〇〇の隣りに〇〇〇〇さん宅があります。その裏になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)次に順位2について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位2について説明を致します。去る4月6日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番地〇、地目田、面積〇〇㎡です。譲渡人住所、東京都〇〇市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さん、譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっています。譲渡人と譲受人の関係は〇〇であることと、水田が隣接しているという関係からです。場所につきましては、5ページをお願いします。〇〇〇〇〇〇から南の方へ40メートル行った所になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)次に順位3について、担当調査委員の9番上妻委員から説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位3について説明を致します。去る4月5日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番〇〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人住所、南種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん、譲受人住所、南種子町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大で、売買金額については〇〇円となっています。場所については、資料の6ページをお願いします。国道58号線を〇〇十文字を〇〇線に向かいまして240メートル進みますと左手に〇〇〇〇があります。それをまた、右の方に20メートル進みますと〇〇さんの自宅があります。その裏手の土地であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)次に順位4について、担当調査委員の1番藤田委員から説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番藤田です。議案第1号順位4について説明を致します。去る4月7日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん、譲受人住所、中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっています。この土地は先祖の代で売買しており、譲受人は現在の耕作者となっております。場所については、資料の6ページをお願いします。国道58号線にあります〇〇〇〇を〇〇の方へ約1kmほど行きますと、道下の方に〇〇さんのビニールハウスがありその3段目の畑となっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)次に順位5について、担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位5について説明致します。去る4月5日、借人、株式会社〇〇〇〇の〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、同字、地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、字〇〇〇、地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、同じく地番〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡です。貸人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん、借人住所、〇〇市〇〇町〇〇番〇号、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請理由は、貸人が経営縮小、借人が経営開始による貸借です。賃料については、4筆で年間〇〇〇〇円、貸借期間3年の賃貸借権の設定です。場所については、7ページをご覧ください。7ページの順位5の2の方から説明します。〇〇線〇〇〇〇の方を南の方

へ行くと〇〇〇〇〇へ入る三叉路があります。その手前の畑が〇〇〇〇です。5の1を見て下さい。〇〇は、その〇〇〇〇〇への道を直進すると〇〇〇〇があります。〇〇〇〇の事務所の先を右の方に入った所の2筆です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい、12番永浜です。今の借人の方ですが、〇〇ということで、経営開始となっていますが、ここで事業を始めるということですか。

(3番委員)いま従業員を置いて、新しく経営開始をするということです。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件、貸借権1件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の8ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。申請人、借人株式会社〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、貸人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇です。申請地大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番〇の一部です。地目畑、地積〇〇〇㎡のうち〇〇㎡となっております。転用目的、その他、駐車場となっております。申請理由は、現在〇〇〇を営んでいますが、今後申請地を借り受けて、駐車場として利用したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内の農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。金融機関の残高証明書も提出されており実現性は有りと思われます。棟数面積等につきましては、駐車場で〇〇㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番鮫島です。議案第2号、順位1農地法第5条申請の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般4月12日午前10時20分より、濱協会長、藤田委員、事務局、申請人の株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施致しました。場所については、先ほど3条申請で説明した〇〇線〇〇〇〇の事務所件住宅があります。その隣りに貸人〇〇〇さんの住宅があり、その裏になります。申請人は〇〇〇を営んでいます。自宅前に駐車しているトラック及び重機を申請地に駐車したいというものです。東側には貸人の住宅及び畜舎や倉庫があるため樹木を植え境界を行います。申請地は申請人の住宅及び事務所の近くであり、南側には農地の広がりがありますが、樹木が植えられているため境界はしっかり行われています。転用によって付近に被害を与えることはないと思われます。工事に関しても隣接地へ被害が発生しないよう注意を

払うという誓約書及び被害防除計画書も添付されております。資金計画においても、金融機関の残高証明が添付されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)次に、順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請順位2について説明致します。申請人、借人株式会社〇〇〇〇さん、住所〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号、貸人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇です。申請地大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇。地目畑、地積〇〇㎡となっております。転用目的といたしまして、その他、事務所・修理工場・重機置き場・宿舍となっております。申請理由、建設機械のリース・レンタル事業のため申請地を借り受け、事務所・修理工場などの新築並びに重機置き場の設置を計画しました。また、島内の賃貸住宅が不足しているため敷地内に従業員の宿舍を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外の農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。金融機関の残高証明書も提出されており実現性は有りと思われま。棟数面積等につきましては、修理工場で〇〇㎡、事務所で〇〇㎡、シャワー室〇〇㎡、トイレ〇〇㎡、簡易宿舍〇棟〇〇㎡で計〇〇〇㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位2について、担当調査委員の10番中島委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番中島です。議案第2号、順位2農地法第5条申請の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般4月12日午前10時40分より、会長、中崎委員、増野推進員、事務局、申請人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇営業所の〇〇さん及び貸人の〇〇さんの立会の下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、県道沿いにあります〇〇〇〇さん宅の横になります。申請人は馬毛島の工事関係者であり建設機械のリース・レンタル事業のため申請地を借り受け、事務所・修理工場等及び重機の置き場の設置、また、島内に賃貸住宅が不足していることから敷地内に従業員の簡易住宅を併設したいというものです。申請地は県道沿いにあり、東側は貸人所有の山林・農地であります。申請地と山林の境は谷となっており、農地との境は高低差があります。県道を挟み西側について、農地の広がり約1町歩であります。転用によって付近に被害を与える事はないと思われま。工事に関しても、被害が発生しないよう注意を払うという誓約書及び被害防除計画書も添付されております。資金計画においても、金融機関の残高証明が添付されあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の10ページをお願いします。議案第3号非農地証明順位1について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番、地目田、地積〇〇㎡、同字同小字、地番〇〇番〇、地目田、地積〇〇㎡、計〇〇〇㎡、申請人〇〇〇〇子さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、申請理由は、土地登記簿の地目は田であります。平成元年から耕地として利用せず、現況は原野となっているというものです。委員の皆さんのご審議を願ひ致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の2番牧瀬委員から説明をお願いします。

(2番委員)はい。牧瀬です。議案第3号、順位1非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般4月12日午前9時30分より会長、上妻委員、事務局、申請人の代理人である〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の入り口から県道を南種子町の〇〇方面に400m程走った左側の奥に位置します。〇〇〇から見ますと、〇〇川をはさんだ反対側が申請地となります。申請理由は、登記地目は田であるが、平成元年から耕地として利用せず、現況は原野となっておりこの申請となりました。耕作しなくなって35年以上たっていることから、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上です。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)次に順位2について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の11ページをお願いします。議案第3号非農地証明順位2について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇番、地目畑、地積〇〇㎡、申請人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地、申請理由は、土地登記簿の地目は畑であります。平成5年から耕地として利用せず、現況は山林・墓地となっているというものです。委員の皆さんのご審議を願ひ致します。

(議長)順位2について、担当調査委員の1番藤田委員から説明をお願いします。

(1番委員)はい。1番藤田です。議案第3号、順位2非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般4月12日午前9時50分より会長、牧瀬委員、西田推進員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇から南へ走ったところ右側に〇〇公民館があります。そこを道沿いに行った所に〇〇さん宅があり、その上に位置します。申請理由は、地目は畑であります。平成5年から耕地として利用せず、現況は山林・墓地となっておりこの申請となりました。耕作しなくなって30年以上たっていることから、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様

ご審議をよろしく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の12ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和6年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては、件数3件、筆数4筆、変更面積8,226㎡、契約年数3年から10年間の合意解約になります。詳細につきましては、資料の13ページから16ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)すみません。

(議長)12番おねがいします。

(12番委員)12番永浜です。順位1の人家のトラブルというのは、どういう事だったのでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(委員)はい、事務局です。人家のトラブルについての詳細については聞いておりません。詳細が必要であれば問合せをしますが、申請書には人家のトラブルとしか記載されておりました。

(議長)平山推進員、この場所はわかりますか。〇〇〇の畑ですが。

(3番委員)3番鮫島です。私が担当なので説明します。〇〇〇の先で〇〇〇〇〇〇〇〇の隣りになります。本人からは聞いておりませんが、借人が堆肥をまいた時ににのいの事を時々言われたという話は聞いた事があります。本当かどうかは確認していませんが。以上です。

(12番委員)ありがとうございました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を

お願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の17ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和6年4月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転9件、筆数24筆、面積57,818㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、資料の18ページから37ページに添付してあります。なお、今回の貸借権順位3から順位9の7件につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第9回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。